

手続き等一覧

○ 新たに指定医療機関の申請をする場合

1. 結核指定医療機関指定申請書
2. 医療機関であることを確認できる書類(開設許可証等)の写し
3. 九州厚生局の指定通知書の写し(医療機関コード記載のもの)

○ 指定医療機関を辞退する場合

1. 結核指定医療機関辞退書
2. 医療機関指定書(指定書を紛失した場合は結核医療機関指定書紛失届を添付)

○ 指定書記載事項の変更の場合

変更内容	必要となる手続き	申請書類・添付書類
①開設者が替わる時(例:親→子・開設者死亡・譲渡・その他) ②開設者が個人から法人(いわゆる「一人医療法人」を含む。)または法人から個人に替わる時 ③医療機関を移転するとき ④診療所を病院に、又は病院を診療所に変更するとき ⑤閉院・閉店するとき ⑥開設者が法人の場合に、他の法人に吸収されたり、新設法人となったとき ⑦その他	現在の指定を辞退し、新たな指定申請が必要	1. 結核指定医療機関辞退届 2. 医療機関指定書(指定書を紛失した場合は結核医療機関指定書紛失届を添付) 3. 結核医療機関指定申請書(新規申請に係る書類を添付) 4. 遡及願(指定日を遡る場合のみ)
①単に医療機関の名称を変更するとき ②住居表示の変更などにより、医療機関の所在地名及び地番に変更があったとき ③婚姻、養子縁組、法人の名称変更により、開設者名に変更があったとき ④開設者の住所に変更があったとき	変更届	1. 結核指定医療機関変更届 2. 医療機関指定書(指定書を紛失した場合は辞退、申請の手続きが必要)

※法人の代表者名のみの変更の場合は手続き不要